

暴風・暴風雪警報・特別警報が発表された場合の登下校について

気象庁は、平成25年8月より大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、「特別警報」を創設しました。それに伴い、以下のように登下校時の対応をしていきますのでよろしくお願いいたします。

<「暴風・暴風雪警報」の場合>

1 学校へ来る前に、名古屋地方気象台から幸田町に「暴風・暴風雪警報」が発表されていたらどうするか。

・午前6時の時点で「暴風・暴風雪警報」が発表されている場合は、その日の授業はありません。従って、学校へ出なくてもよいことになります。

2 学校へ来てから、名古屋地方気象台から幸田町に「暴風・暴風雪警報」が発表されたらどうするか。

児童の安全保護のため、全児童を保護者に引き渡します。仕事等で引き取りが遅れる場合もありますので、お子さんをお渡しするまではお子さんを学校でお預かりします。なお、この場合は必ず学校へ連絡をお願いします。

<「特別警報」の場合>

1 学校へ来る前に、名古屋地方気象台から幸田町に「特別警報」が発表されていたらどうするか。

特別警報発表当日は、臨時休業とします。

特別警報解除後(翌日以降)は、いつ登校するかを天候や通学路の安全確認等をしてから、緊急メール等を使ってお知らせします。学校から連絡をするまでは、登校をさせないでください。

2 学校へ来てから、名古屋地方気象台から幸田町に「特別警報」が発表されたらどうするか。

児童の安全保護のため、全児童を保護者に引き渡します。仕事等で引き取りが遅れる場合もありますので、お子さんをお渡しするまではお子さんを学校でお預かりします。なお、この場合は必ず学校へ連絡をお願いします。

<暴風・暴風雪警報以外の警報（大雨・洪水等）や注意報が幸田町に発表された場合>

原則として、登校し、平常の授業を行います。登校の際、通学路の安全を確かめてください。道路が冠水、河川の増水等により、災害のおそれがあるような場合は、直ちに学校へ連絡してください。